

掲示文兼入札説明書（電子入札対象案件）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「令和8年度密集市街地再生に向けた事業者間の連携方策等検討業務」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

1 手続開始の掲示日 令和8年5月7日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 松村 秀弦
東京都新宿区西新宿6-5-1

3 業務概要

(1) 業務名

令和8年度密集市街地再生に向けた事業者間の連携方策等検討業務

(2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。

- ① 密集市街地の整備促進における民間組織活用方策の検討業務
- ② 密集市街地再生に携わる民間事業者等との連携の運営支援業務

なお、本業務において技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。

評価テーマ

密集市街地改善にかかる政策（東京都防災都市づくり推進計画（令和8年3月改定））等の動向や社会情勢等の課題を踏まえ、今後の密集市街地改善に資する関係者間での連携の仕組み（別図参照）を実行・運用していく取組みの視点について提案してください。

(3) 業務の詳細な説明

「令和8年度密集市街地再生に向けた事業者間の連携方策等検討業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 成果品

仕様書のとおり。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日（金）まで

(6) 履行場所

東京都

(7) 入札方法

本業務においては、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。（ただし、必要書類一式の持参等による提出が併せて必要。詳細は下記7（2）参照。）

なお、電子入札システムにより難しいものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」

<https://www.ur-net.go.jp/order/> の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間：下記7（2）①の申請書の提出期間に同じ。

提出場所：〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話03-5323-0469

提出部数：1部

4 競争参加資格

① 申請者

次に掲げるすべての条件を満たしている単体企業であること。

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、業種区分「調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

ハ 申請書及び資料の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

ニ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

ホ 平成28年度以降に完了した、当機構又は公的機関等が発注した密集市街地全般に関する整備手法や推進方策等に係る調査業務の実績（下請けによる業務の実績を含む。）を有すること。

※「公的機関等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人（前身の特殊法人を含む）又は市街地開発事業の施行者（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業の施行者（民間を含む）をいう。

※「密集市街地」とは、下記のいずれかに該当する市街地とする。

- ・国土交通省が地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地として指定する重点密集市街地
- ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区
- ・住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）を実施している、もしくは過去に実施していた地区
- ・東京都「防災都市づくり推進計画（令和8年3月改定）」に定められる整備地域および重点整備地域（改定前の同地域も対象とする）

② 配置予定管理技術者

次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

イ 平成28年度以降に、上記①ホに掲げる業務の経験（下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。）を有する者であること。

ロ 下記のいずれかの資格を有し登録を行なっている者であること。

- ・一級建築士又は二級建築士の資格を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）による登録を行っている者

- ・技術士(総合技術監理部門)の資格を有し、技術士法(昭和58年法律第25号)による登録を行っている者
- ・技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・RCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者
- ・都市再生事業等の従事者(※)として技術的実務経験を25年以上有する者

※「都市再生事業等の従事者」とは、都市再生事業等(市街地の整備改善を行う事業)の事業者としての国、地方公共団体、公社、独立行政法人(前身の特殊法人も含む)又は民間企業の職員・社員のことをいう。

ハ 申請書の提出期限日時点において、申請者と直接的な雇用関係がある者であること。

③ 上記①から②までに定める者の他、掲示文兼入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

5 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

① 技術提案書の内容に応じて下記イ、ロ、ハ、ニの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の最高点数は60点とする。

イ 企業の経験及び能力

ロ 予定管理技術者の経験及び能力

ハ 実施方針

ニ 評価テーマに関する技術提案

技術評価点 = (技術評価点の最高点数 = 60) × (技術点 / 技術点の満点)

技術点 = (イに係る評価点) + (ロに係る評価点) + (ハに係る評価点) + (ニに係る評価点)

② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとする。

なお、価格点は30点とする。

価格評価点 = 価格点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

③ 総合評価は、技術評価点と価格評価点の合計値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」と「企業の経験及び能力」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

(3) 技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト
	判断基準		
基本事項評価	申請者(企業)の経験及び能力	業務実績	
		(別記様式3) 平成28年度以降に完了した業務を下記の順位で評価する。 ① 業務の実績が2件ある。 ② 業務の実績が1件ある。 ※ ただし、前年度に完了した業務のうち、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部における企業の成績評定結果が60点未満の業務があった場合は①、②に該当する実績があったとしても評価は③の0点とする。 ※ なお、業務の実績が無い場合は欠格とする。	

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト																										
	判断基準																												
企業独自の取組	※ 業務の定義は上記4①ホを参照 ※ 記載する業務は2件までとし、1枚につき1件まで記載する。		① 2 ② 1 ③ 0																										
	(別記様式4) 次に掲げるいずれかの認定を受けている																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">認定等の区分※1</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※2に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等</td> <td>プラチナえるぼし※3</td> <td rowspan="3">① 2</td> </tr> <tr> <td>えるぼし3段階目※4</td> </tr> <tr> <td>えるぼし2段階目※4</td> </tr> <tr> <td>えるぼし1段階目※4</td> <td rowspan="2">② 1</td> </tr> <tr> <td>行動計画※5</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">次世代育成支援対策推進法※6に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）</td> <td>プラチナくるみん※6</td> <td rowspan="3">① 2</td> </tr> <tr> <td>くるみん（令和7年4月1日以降の基準）※7</td> </tr> <tr> <td>くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※8</td> </tr> <tr> <td>トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）※9</td> <td rowspan="4">② 1</td> </tr> <tr> <td>くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※10</td> </tr> <tr> <td>トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※11</td> </tr> <tr> <td>くるみん（平成29年3月31日までの基準）※12</td> </tr> <tr> <td>行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※5※13</td> </tr> <tr> <td>若者雇用促進法※14に基づく認定（ユースエール認定企業）</td> <td>① 2</td> </tr> <tr> <td>上記認定のいずれの認定も受けていない</td> <td>③ 0</td> </tr> </tbody> </table>			認定等の区分※1		配点	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※2に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし※3	① 2	えるぼし3段階目※4	えるぼし2段階目※4	えるぼし1段階目※4	② 1	行動計画※5	次世代育成支援対策推進法※6に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん※6	① 2	くるみん（令和7年4月1日以降の基準）※7	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※8	トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）※9	② 1	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※10	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※11	くるみん（平成29年3月31日までの基準）※12	行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※5※13	若者雇用促進法※14に基づく認定（ユースエール認定企業）	① 2	上記認定のいずれの認定も受けていない	③ 0
	認定等の区分※1			配点																									
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※2に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし※3		① 2																									
		えるぼし3段階目※4																											
		えるぼし2段階目※4																											
		えるぼし1段階目※4		② 1																									
	行動計画※5																												
	次世代育成支援対策推進法※6に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん※6		① 2																									
		くるみん（令和7年4月1日以降の基準）※7																											
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※8																											
		トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）※9		② 1																									
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※10																											
トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※11																													
くるみん（平成29年3月31日までの基準）※12																													
行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※5※13																													
若者雇用促進法※14に基づく認定（ユースエール認定企業）	① 2																												
上記認定のいずれの認定も受けていない	③ 0																												
※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。																													
※2 令和元年法律第24号 以下「女性活躍推進法」という。																													
※3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定																													
※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。																													
※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。																													
※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定																													
※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成																													

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト
		判断基準	
		<p>支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定</p> <p>※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号又は第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定（ただし、※10及び※12の認定を除く。）</p> <p>※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定</p> <p>※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条の規定に基づく認定（ただし、※12の認定を除く。）</p> <p>※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定</p> <p>※12 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定</p> <p>※13 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの</p> <p>※14 若者雇用促進法（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>	
予定管理技術者の経験及び能力	技術者資格	<p>(別記様式5) 下記のいずれかの資格等を有している。 【資格等】 ・一級建築士又は二級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者</p>	数値化しない

評価項目	評価の着目点		評価ウエイト	
	判断基準			
		<ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 ・RCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者 ・再開発プランナーの資格を有し、登録を受けている者 ・都市再生事業等の従事者(※)として技術的実務経験を25年以上有する者 なお、上記のいずれの資格も有しない場合は欠格とする。		
	業務実績	(別記様式6) 平成28年度以降に経験した業務(下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。)を下記の順位で評価する。 ① 業務の実績が2件ある。 ② 業務の実績が1件ある。 ※ なお、業務の実績が無い場合は欠格とする。 ※ 業務の定義は上記4①ホを参照。 ※ 記載する業務は2件までとし、1枚につき1件まで記載する。	① 8 ② 4	
技術提案書	実施方針	業務理解度	(別記様式7-1) 業務の目的、条件、内容の理解度が高く、業務実施上の配慮事項に関して的確に把握されている場合に優位に評価する。	10
		実施体制	(別記様式7-1)及び(別記様式7-2) 配置技術者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するうえでの確かな体制が確保されている場合に優位に評価する。	10
	評価テーマ	(別記様式8) 技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)及び実現手法を考慮して総合的に評価する。 <評価テーマ> 3(2)業務内容参照	20	
技術点 合計			60	

(※「都市再生事業等の従事者」とは、都市再生事業等(市街地の整備改善を行う事業)の事業者としての国、地方公共団体、公社、独立行政法人(前身の特殊法人も含む。)又は民間企業の職員・社員のことをいう。実務経験については経歴書を添付すること。)

(4) 積算基準

本件業務に係る積算基準については、別添のとおり。

6 担当支社等

(1) 令和7・8年度の競争参加資格並びに入札及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話03-5323-0469

(2) 申請書及び資料に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アイランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

密集市街地整備部密集市街地整備第1課 電話03-5323-0983 (担当：仲松)

7 申請書の提出等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4①ロの認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4①イ、ハ、ニ、ホ、4②及び③に掲げる事項を満たしているときは、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を上記6（1）に連絡のうえ以下のとおり提出することを条件として競争参加資格があることを確認する。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに上記4①ロに掲げる事項を満たしていなければならない。

（一般競争参加資格の申請）

① 提出期間：令和8年5月7日（木）から令和8年5月15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし正午から午後1時の間は除く。）まで。

② 申請方法：当機構ホームページを参照

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

なお、期限までに申請書が提出場所に到達しなかった場合及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：令和8年5月7日（木）から令和8年5月21日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

② 提出場所：上記6（2）に同じ。

③ 提出方法：申請書は、別記様式1『申請書』をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「別記様式1」のみとする。）併せて、別記様式1（原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参又は郵送が必要となる。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

併せて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。

(3) 申請書及び資料は、別記様式1から別記様式8までにより作成すること。

(4) 申請書及び資料は、次に従い作成すること。

① 一般競争参加資格及び登録状況

当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：調査）に係る一般競争（指名競争）参加資格の登録状況を、別記様式1に記載すること。

また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況

について、別記様式2に記載すること。

② 企業の経験及び能力

イ 平成28年度以降に完了した、業務の実績について別記様式3に記載すること。

ロ ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価するため、女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定又は若者雇用促進法に基づく認定の適合状況を別記様式4に記載すること。

③ 配置予定管理技術者の資格又は経験、業務の実績

配置予定管理技術者について、別記様式5及び別記様式6に記載すること。

④ 契約書（仕様書を含む。）の写し

上記②及び③の業務の実績として記載した業務に係る契約書（仕様書を含む。）の写しを提出すること。

ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が上記4①ホに掲げる業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

⑤ 実施方針

業務の理解度及び実施体制について、別記様式7-1に記載すること。また、実施体制に係る技術者の資格、経験等について、別記様式7-2に記載すること。

⑥ 評価テーマに関する技術提案

評価テーマに関する技術提案について、別記様式8に記載すること。記載にあたっては、A4判1枚とする。

(5) その他

① 提出部数は1部とする。

② 提出する申請書及び資料は、A4判ファイル（左側2穴）に綴じ、背表紙の下部に企業名のみを記載すること。また、表紙の下部には、企業名と併せて、担当部署、担当者名及び電話番号を記載するものとする。

③ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

④ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

⑤ 本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

⑥ 受領期間以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は、認めない。

⑦ 申請書及び資料の様式の電子データを希望する場合、上記6（2）に申し出ること。

⑧ 申請書に関する問い合わせ先

上記6（2）に同じ。

(6) 競争参加資格の確認結果については、令和8年6月9日（火）に電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）にて通知する。

8 苦情申し立て

(1) 申請書を提出した者のうち、参加資格がないと認められた者に対して、参加資格がないと認めた理由を電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）にて通知する。

① 提出期限：令和8年6月15日（月）午後4時

② 提出場所：上記6（1）に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとし、電送によるものは受け付けない。持参する場合は、提出期限までの土曜日、日

曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

- (2) 本部長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 本部長は、(2) の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

9 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書に対する質問がある場合においては、質問内容を書面にて作成（様式は自由）し提出すること。
 - ① 提出期間：令和8年5月8日（金）から令和8年6月11日（木）まで
持参により提出する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。
 - ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。
なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面を、上記6（2）へ持参、又は最終日同時刻必着で郵送（書留郵便に限る。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 期間：令和8年6月18日（木）から令和8年6月22日（月）までの土曜日及び日曜日を除く毎日
 - ② 場所：電子入札システムにより閲覧。なお、同回答書については書面閲覧も行うが、その際は上記6（2）において同期間の午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）。

10 入札の日時、場所及び方法

- (1) 日時：令和8年6月23日（火）午前10時から正午まで
ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。
- (2) 〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話03-5323-0469
- (3) 入札方法
 - ① 電子入札による場合
電子入札システムにより提出すること。
なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書（以下「ICカード」という。）を使用する場合は、事前に年間委任状（上記3（7）の「電子入札運用基準」に様式掲載）を提出すること。
 - ② 承諾を得て紙入札とする場合
入札書は上記3（7）の当機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。
提出は持参又は郵送（書留郵便に限る。）によることとし、電送によるものは受け付けない。
郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に業務名、入札日（入札書発

送日) 及び入札書在中の旨を記載すること。

なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること。(入札書の封筒とは別にすること。)

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

11 開札の日時及び場所及び方法

(1) 日時 令和8年6月24日(水) 午前11時

(2) 場所 上記10(2)に同じ。

(3) 開札方法 開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。入札参加者の立会いは不要とする。

12 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

14 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格がある旨を認められた者であっても、開札の時に於いて指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他の開札の時に於いて上記4に掲げる要件のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

上記5(2)による。

16 手続における交渉の有無 無

17 契約書作成の可否等

業務請負契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、契約書案は当機構ホームページで閲覧のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

18 支払条件

前払金30%以内及び完了払

19 火災保険付保の要否 否

20 関連情報を入手するための照会窓口

上記6（2）に同じ。

21 電子入札システムについて

- (1) 電子入札システムには、当機構ホームページ「入札・契約情報」の「電子入札」<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>ページ（以下「電子入札ページ」という。）よりアクセスできる。
- (2) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前8時30分から午後8時00分まで稼動している。システムを停止する場合等は、電子入札ページ「お知らせ」において公開する。
- (3) システム操作マニュアルは、電子入札ページに公開している。
- (4) 操作等及び障害発生時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等
電子入札総合ヘルプデスク Tel0570-021-777
 - ・ICカードの不具合等発生時
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
総務部経理課 電話03-5323-0469
- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・競争参加資格確認指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）

- ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）

(6) 電子入札システムで送信する書類に添付資料をつける場合の注意事項

ファイル形式はWord形式のもの、Exce形式のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

22 その他

- (1) 入札参加者は、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/>) の「入札・契約情報」に掲載されている入札（見積）心得書（電子入札用の入札心得書を含む。）、標準契約書案（上記16に同じ）及び電子入札運用基準並びに受注者操作マニュアル_06_質問回答を熟読し、入札（見積）心得書、電子入札運用基準及び受注者操作マニュアル_06_質問回答 (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>) を厳守すること。

電子入札システムの質問書提出において、題名及び質問内容に質問者が特定できるような情報が記載された場合、公正な入札を害するものとして、失格とすることがある。

- (2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。
- ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の配置予定管理技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。
- (4) 管理技術者は現場代理人を兼任することができるものとする。
- (5) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがあり、業務成績評定点が60点未満だった場合には、一定期間、企業の業務実績として点数を与えないこと等がある。
- (6) 受注者が、及び資料申請書（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (7) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照）を上記17の契約書と併せて同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (8) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等についてを参照）を上記17の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (9) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。

(10) 令和3年9月22日より、入札及び契約手続における押印等の見直しを行い、事業者が提出する書類の一部について、押印の省略することができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の指名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」（当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについてを参照）にて確認すること。

(11) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

(12) 本件業務の内容については、参考として、昨年度の報告書の閲覧をすることができるものとする。閲覧期間は、説明書等交付日から申請書等提出期限日までとし、場所等は上記6（2）のとおりとする。閲覧を希望する場合は、あらかじめ上記6（2）の担当者に連絡をするものとする。

(13) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ 当機構との間の取引高

ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供する情報

イ 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

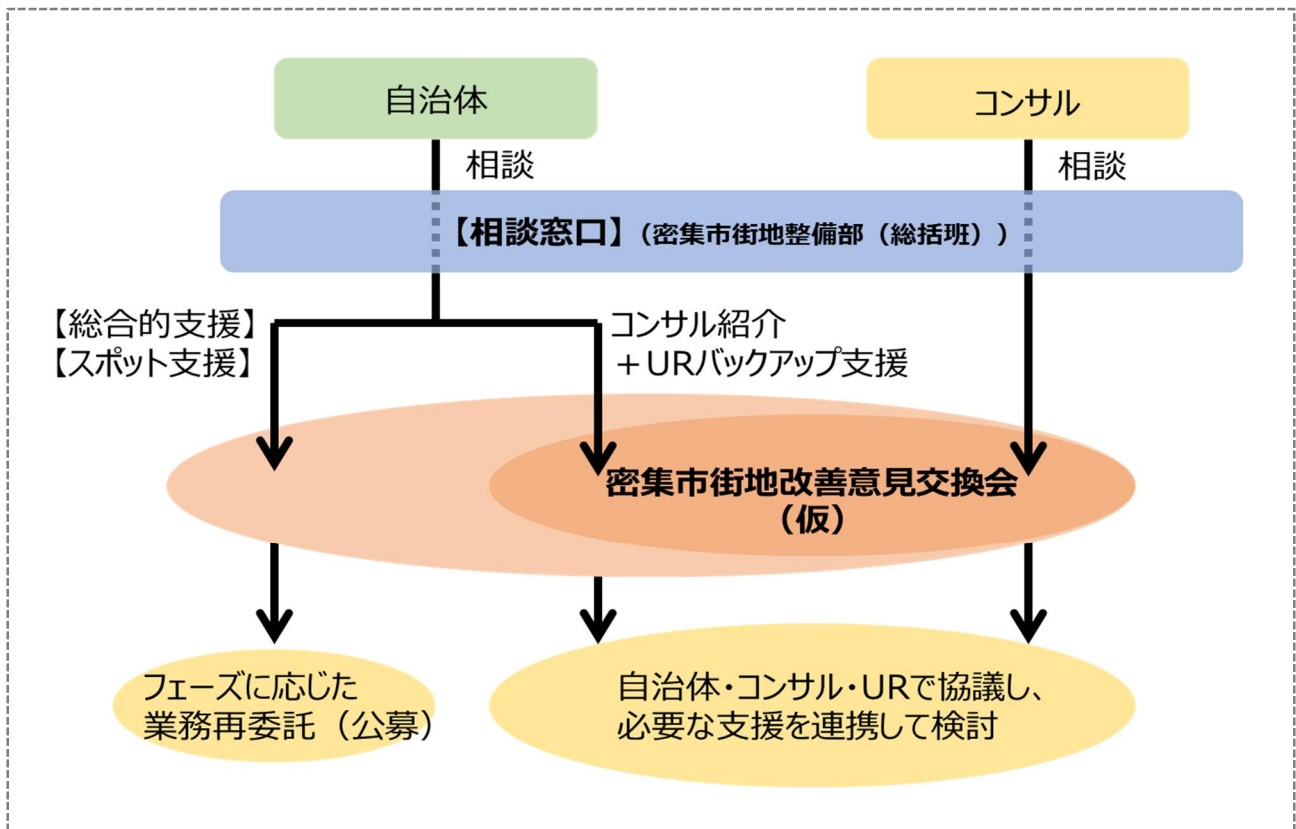
ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

【別図】



競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 松村 秀弦 殿

(提出者)

住 所

商号または名称

代表者氏名

印※1

連絡先 部署

担当者名

電話/ファクシミリ

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名): _____

担 当 者(会社名・部署名・氏名): _____

※2 連絡先(電話番号) 1 : _____

連絡先(電話番号) 2 : _____

令和8年5月7日付けで掲示のありました「令和8年度密集市街地再生に向けた事業者間の連携方策等検討業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本競争に必要な「業種区分」の登録状況(申請日時点): 以下、該当箇所の口をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 業種区分等又は地区追加(該当する場合、登録番号を記載)

済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

(※) 当機構東日本地区における令和7・8年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。申請書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も掲示文兼入札説明書7に従い申請書を提出できるが、競争に参加するには、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格を認められていなければならない。

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

・建設コンサルタント登録規程その他の登録規程に基づく登録状況

提出者：_____

登録規程等の題名	登録番号	登録年月日	登録部門

・企業の平成28年度以降に完了した業務の業務実績

提出者：_____

業務名	
TECRIS登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注：記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む。）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が揭示文兼入札説明書「4 競争参加資格①ホ」に記述のある業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」に取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）に取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

・予定管理技術者等の経歴等

提出者：

① 氏名		
② 所属・役職 (入社年月日： 年 月 日)		
③ 保有資格 ・ (登録番号： 取得年月日：)		
④ 技術的実務経験 25 年以上ある場合 ・ 別途履歴書を添付		
⑤ 業務経歴 (平成 28 年度以降、最大 2 件)		
業務名	発注機関	履行期間
従事者としての実務経験 (従事機関名)	役職	従事期間
業務名	発注機関	履行期間
従事者としての実務経験 (従事機関名)	役職	従事期間

・ 予定管理技術者等の平成28年度以降に経験した業務の実績

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	(〇〇技術者として従事)
技術的特徴	

注1：〇〇技術者とは、「管理」「担当」のいずれかを記載すること。

注2：記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む。）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が「4 競争参加資格①ホ」に記述のある業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

・実施方針

業務の実施方針（業務理解度）
実施体制図

注1：実施体制図には、予定管理技術者等、予定業務責任者及び予定担当技術者の想定される業務経験等（例：調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注2：記載にあたっては、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

・ 予定担当技術者の資格、業務経験等

No.	保有資格	業務経験等

注：別記様式 7-1 に記載する実施体制図の補足資料として、予定担当技術者の業務経験等（平成 28 年度以降の業務、その他調査・検討業務に係る業務経験、業務実施に資する取得資格等）について作成すること。

・評価テーマに関する技術提案

評価テーマ：

密集市街地改善にかかる政策（東京都防災都市づくり推進計画（令和8年3月改定）等の動向や社会情勢等の課題を踏まえ、今後の密集市街地改善に資する関係者間での連携の仕組み（別図参照）を実行・運用していく取組みの視点について提案してください。

注1：評価テーマに対する業務の実施に係る提案として、その取組み方法を具体的に記載すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

注2：記載にあたっては、A4判1枚に記載すること。なお、2枚以上で提出した場合は評価しない（加点しない）ものとする。

別添

調査・検討業務等の積算基準について

1 業務費用の算定

$$\begin{aligned} \text{業務費用} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ \text{業務価格} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費} \\ \text{消費税相当額} &= \text{業務価格} \times \text{消費税率} \end{aligned}$$

2 直接人件費の算定根拠

仕様書に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3 経費の積算について

(1) 直接経費

業務上必要な事務用品費、旅費交通費※、その他直接経費の実費を計上すること。

※合理的かつ経済的に最小となる料金を基準として算定するものとする

(2) 諸経費の積算

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経费率} (110/100)$$

以 上

仕 様 書

1 業務の名称

令和8年度密集市街地再生に向けた事業者間の連携方策等検討業務

2 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月12日まで

3 履行場所

東京都

4 業務の目的

密集市街地の整備・改善は、「住生活基本法」にも明確に目標が掲げられている国の居住政策の大きな柱のひとつである。

密集市街地における多様な課題に取り組むためには、地元、地方公共団体、及び民間事業者等関係する主体の協働や情報共有が必要である。

これを受けて、機構では、密集市街地整備に携わる地方公共団体、NPO、民間コンサルタント、機構等が相互に情報交換を行うために、密集市街地整備情報ネットワーク「街みちネット」*を設置している。今後の密集市街地整備の取組みの更なる発展を図るため、「街みちネット」を活用して、民間事業者等との連携方策を検討するとともに、密集市街地整備に係る取組みの社会的認知度の向上を図ることを目的とする。

また、東京都の防災都市づくり推進計画の基本方針（令和7年3月）及び整備プログラム（令和8年3月）の改定を受け、今後さらなる不燃化促進を含む住環境整備の取組を推進していくために、密集市街地の整備に関わる主体（機構・行政・民間事業者）の連携方策を検討することを目的とする。

※街みちネットについては

<https://www.ur-net.go.jp/produce/machimichi-net/index.html>

を参照すること。

5 業務の内容

(1) 密集市街地の整備促進における民間組織活用方策の検討業務

1) 街みちネットの活用にかかる企画検討

①密集市街地における多様な課題に取り組むために、街みちネットの活動における会員間の情報共有及び交流を更に発展させる方策を検討する。

②本業務の目的の一つである「街みちネット」における「見学・交流会」のプログラム充実に向け、街みちネットのコア会議（密集市街地再生に携わる10～15名程度の関係者による会議）での「議題」または「見学・交流会の見学先」にかかる効果的な提案及び取組の整理を行う。なお、コア会議

関係者の知見等を深めるため、同会議において勉強会の企画も検討する。

2) 民間組織活用方策の検討

- ①機構及び民間組織（コンサルタント等）関係者が参加する「密集市街地改善意見交換会（仮）」（以下「意見交換会」という。）での連携体制（別図参照）を活用し、密集市街地の整備に係るフェーズに応じた現実的な自治体支援策等の検討を行う。
- ②意見交換会の企画の検討を行う。

(2) 密集市街地再生に携わる民間組織等との連携の運営支援業務

- 1) 街みちネットの運営基盤である「見学・交流会」や「コア会議」開催における運営支援（当日のオンライン参加者への配信に係る支援を含む）、議事録作成、瓦版（会報）の作成・印刷、情報発信支援及びアンケート集計・開催後の総括等。
 - ①「見学・交流会」については、次のとおり2回実施予定である（それぞれ下見1回を予定）。
 - ・令和8年10月頃、沖縄県那覇市にて開催予定。現地会場参加規模は30名前後を想定
 - ・令和9年1月頃に東京圏にて開催予定。現地会場参加規模は50名前後を想定
 - ②「コア会議」については、3回程度実施予定である（第2四半期、第3四半期及び第4四半期に各1回）。
 - ③「瓦版」については、街みちネットのホームページに掲載されている過去の瓦版を参照して（データ）作成する。
- 2) 密集市街地整備に関わる民間組織等との意見交換会の運営支援、資料作成・印刷、議事録作成及び開催後の総括等。
 - ・意見交換会については、令和8年秋頃、東京都内にて1回の開催予定。参加規模は30名前後を想定

6 特記事項

- (1) 本業務に必要となる業務量(人・日)については、次表を参考とする。
なお、下記の業務量は全ての職階を合計したものである
本業務の積算にあたっては、令和8年度調査・研究等委託費の基準単価を適用している。

業務内容	業務量 (人・日)	備考
(1) 密集市街地の整備促進における民間組織活用方策の検討業務	12人・日	
(2) 密集市街地再生に携わる民間組織等との連携の運営支援業務	46人・日	

(2) 提出する成果品

イ 報告書（A4版） 製本3部

ロ 報告書の電子データ媒体2部（CD-ROM）

※報告書作成に伴う CAD、シェープファイル、表計算等オリジナルデータも含む

※データ形式については、原則として、ワード、エクセルまたはパワーポイントのいずれかの編集可能なもので作成すること。

※報告書用紙については、グリーン購入法に基づく基本方針（令和8年2月版）の判断の基準（「22-2印刷」の基準等参照）を満たしていること。また、その旨を下記例のように裏表紙等に明記すること。

例) ○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針判断の基準と満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

(3) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度当機構指示者と協議すること。

(5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

(6) 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、ウイークリースタンス実施要領（別添）に基づき、機構指示者と確認・調整した内容について取り組むものとする。

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② 上記①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以上

ウイークリースタンス 実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第22条に基づき「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ①休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④昼休みや17時以降の打合せは行わない。
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組の対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以上

【別図】

